福岡市の健康被害救済制度に係る費用

2022 年度の予算額　899 万円　決算額　81 万円余
2023 年度の予算額　**4 億 1,892 万円余**

※2023 年度の予算額は 2022 年 10 月末時点の申請受付 48 件分の医療費及び医療手当等積算額

予防接種健康被害救済制度について

予防接種による健康被害が生じた場合は、予防接種法にもとづく救済が受けられます。

「認定にあたっては厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることが否定できない場合も対象とする」

厚生労働省のHP

給付の種類

●医療費及び医療手当

❶保険適応の医療を受けたときに窓口で払った医療費

＋（プラス）

❷医療手当
月額　35,800円～37,800円
（入院・通院しなかった月は支給なし）

＝　合計金額

●障害年金

1 級　約518万円（年額）　日常生活ができない程度
2 級　約414万円（年額）　日常生活に著しく制限を受ける程度
3 級　約310万円（年額）　労働に著しい制限を受ける程度
※年金機構のものとは別の制度 支給額は年ごとに変更あり。

●死亡一時金　葬祭料

死亡一時金　4,530万円（予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給）

葬祭料　21万2千円（予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給）

「予防接種健康被害救済制度」への申請に備えましょう

ご自身やご家族のため、万が一に備え、以下の書類の保管が必要です。

- ●ワクチン接種証明書の保管（ワクチン接種証明書を紛失された方はお住まいの自治体で**記録保管期間内**に再発行の手続きができます）
- ●ワクチン接種前の健康診断等の保管
- ●医療機関にかかった時の治療や医師からの説明・検査結果
- ●後遺症が出現した時期・症状とその経過を記録
- ●（病院や薬局）治療や書類作成にかかった領収書はすべて残す

救済制度の申請について、病院側は因果関係を証明する必要はありません。

早めに!!

体調不良の原因がワクチンと疑わしい場合は申請しましょう。一人でも多く市町村の窓口に相談・申請することで、「ワクチン健康被害の患者がここにいる」ことの証明になり、被害の実態を国・自治体・社会・国民に広く知ってもらう手段になります。

ワクチン接種後、健康被害と考えられた場合は、以下の窓口にご相談してください

予防接種健康被害救済制度の相談及び申請窓口（福岡市）

東　区 健康課	092-645-1078	城南区 健康課	092-831-4261
博多区 健康課	092-419-1091	早良区 健康課	092-851-6012
中央区 健康課	092-761-7340	西　区 健康課	092-895-7073
南　区 健康課	092-559-5116		

福岡市のHP

救済制度の申請は、接種した自治体で行うことになります。申請はわかりづらさがあります。私も相談を受けています。申請経験者のアドバイスもあります。

※市が行っていた集団接種は 2023 年 12 月 28 日で終了しています。
地域の身近なクリニック等での個別接種は、3 月末で終了します。
年度が変わると担当も変わるなどしますが、救済制度の受付や支給業務等が滞らないよう求めて参ります！

生活って政治！「住んでるまちを　住み続けられるまちに」市民とともに

「暮らしのための議会」を実現するため、みなさんのご意見や想いを聞かせてください。

事務所　TEL:092-662-5077　〒813-0044　福岡市東区千早 5-17-18TK ビル 2 号館 1 階
FAX：092-662-5097　http://ayako966.blog.fc2.com/
市役所控え室　TEL：092-711-4875　FAX：092-733-5881

森あやこ公式ブログ